

令和8年度 生徒指導体制

堺市立東深井小学校

1. 事前

《積極的・予防的生徒指導》

- ・東深井っ子の約束（ルールチェックシート）
- ・教師による静謐な環境設定
- ・ケース会議（日々の困り感を共有）
- ・校内支援委員会
- ・行動観察シート

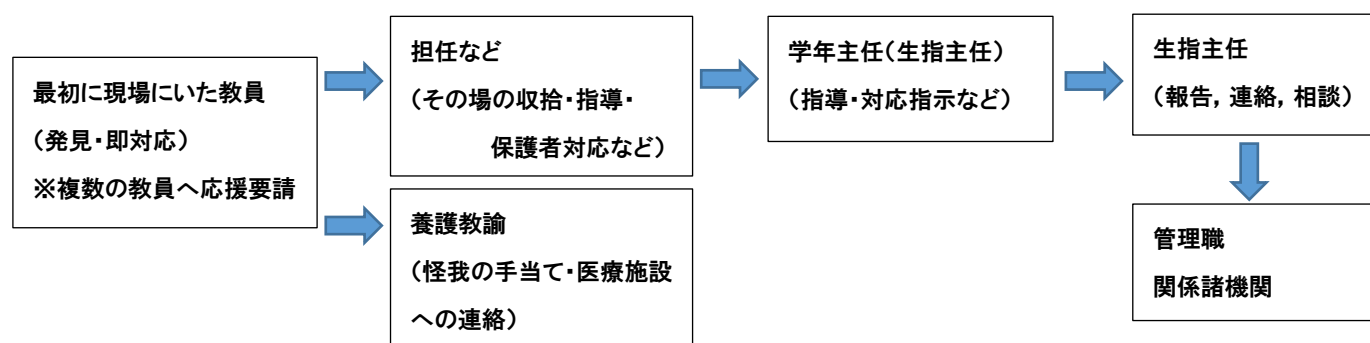
問題行動早期発見のためにサインを見逃さない。

これらのサインがあった場合はさらなる児童理解を進め、指導の手を差し伸べる。

客観的外観（見た目）	髪型、服装などにおいて、特異が目立つようになる。
言葉遣い	投げやりで乱暴。指導に対して、言い逃れ、嘘、反抗、無視がある。
友人関係・人間関係	急な人間関係の変化。孤立。本校児童以外との人間とのかかわり。
学級、授業態度	欠席、遅刻、居眠り、無気力。授業や学校行事での私語や怠り。
持ち物	教科書がなくても平気。高額な物、学校生活に不必要な物の所持。
家庭	身体に傷やあざ。服装の乱れ。食事の有無。夜間の外出。

《対療法的生徒指導》

- ・トラブル発生時，児童に怪我があった場合の対応。（現場教員はまず怪我の有無を確認）



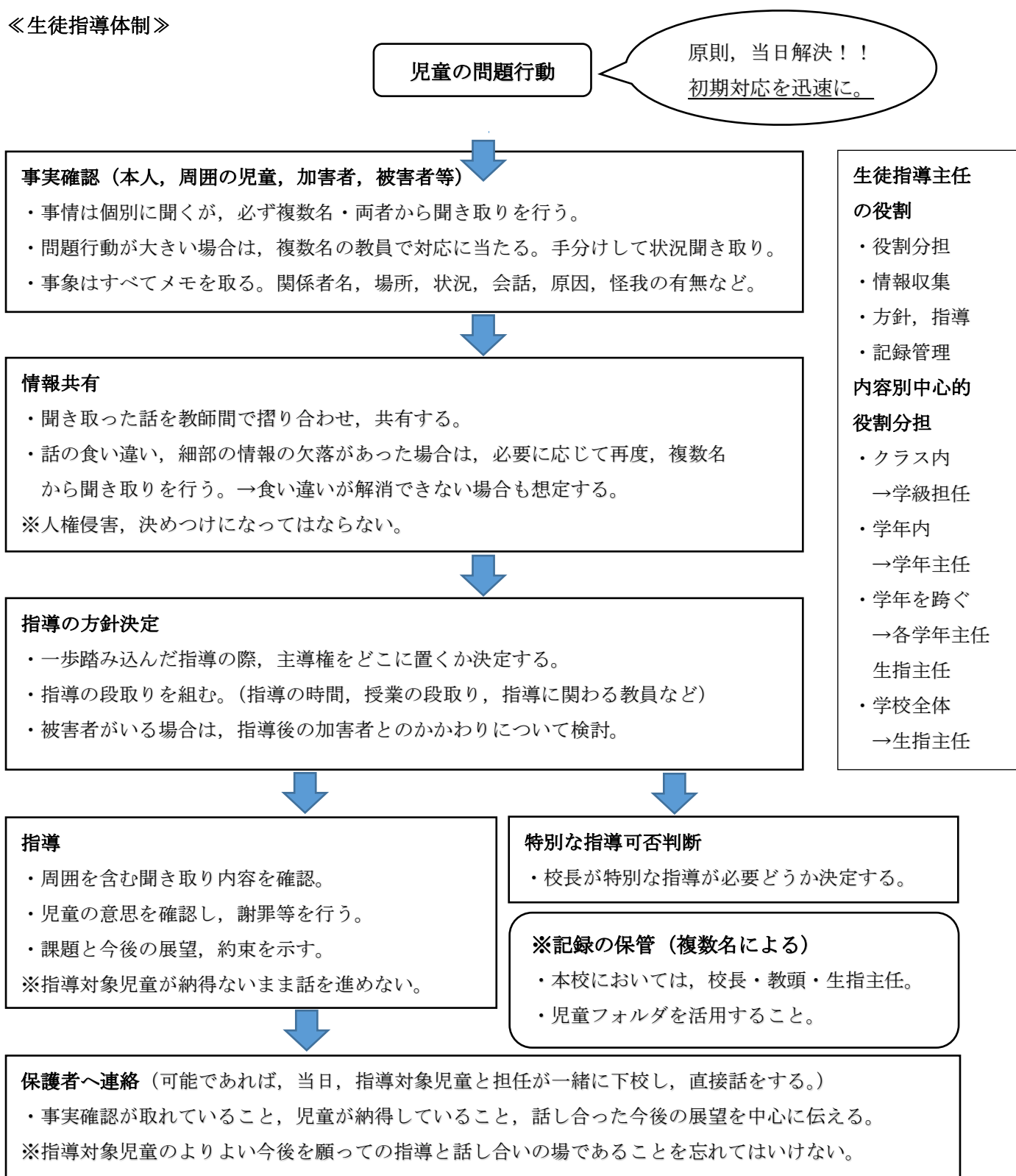
2. 当日

《問題行動の質に応じた段階的生徒指導》

- ①東深井小学校の児童だから許されないこと ➡ 指導，見守り。場合により保護者連絡。
(東深井っ子の約束に基づくもの。名札や黄帽の着用，校内での過ごし方など)
- ②小学生・未成年だから許されないこと ➡ 指導。保護者連絡。
(授業妨害，深夜徘徊，SNS 上でのトラブル，金銭のトラブルなど)
- ③人として許されないこと ➡ 指導。保護者連絡，保護者来校。関係職員によるケース会議。
(器物破損，暴力行為，いじめなど)
- ④命にかかわること
初期対応後，直ちに，管理職・生指主任・学年主任・担任による会議。

校内における児童への支援や今後について方針をまとめる。

《生徒指導体制》



3. 事後

《継続的な生徒指導》

- ・ 全職員で情報共有し，指導対象児童を学校全体で見守る。（職員会議，校内支援委員会，i システム）
- ・ 翌日の保護者連絡，一週間後の保護者連絡（児童の様子や対応のお礼）。保護者とも継続的に繋がる。